

※令和 8 年 2 月 6 日付「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直し等について（答申）」における付帯意見に基づき、検討中の内容を以下のとおり報告します。

令和 7 年度答申の付帯意見にかかる検討内容について（報告）

1 国民健康保険税（料）26 市納期設定について

26 市における国民健康保険税（料）の納期設定は以下のとおり。

期別設定	該当自治体数	第 1 期の納期限	最終期の納期限	備考
8 期	17 自治体	7 月末	2 月末	多摩市以外の自治体で直近 10 年以内で期別変更及び変更検討を行った自治体はなし。
9 期	8 自治体	7 月末	3 月末	
10 期	1 自治体（多摩市のみ）	6 月末	3 月末	

2 第 1 期、最終期の納期限設定による影響

- ・ 特別徴収対象有無にかかる納税通知書送付の事務経費及び事務作業負担への影響
- ・ 最終期別が 3 月末になることによる現年徴収率及び滞納整理業務への影響
- ・ 期別数に対応した督促状送付など事務経費及び事務作業負担への影響

3 多摩市国民健康保険税期別設定の推移（市制施行以降）

昭和 46 年度～昭和 55 年度（10 年間） 6 期（納期：4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・2 月）
昭和 56 年度～平成 8 年度（16 年間） 5 期（納期：6 月・8 月・10 月・12 月・2 月）
平成 9 年度～現在（30 年間） 10 期（納期：6 月～3 月）



令和8年2月6日

多摩市長 阿 部 裕 行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会

会 長 下 井 直 毅

多摩市国民健康保険の保険税率等の見直し等について（答申）

本協議会は、令和7年12月18日付、7多健保第1476号をもって貴殿から諮問のあった「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直し等について」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 多摩市国民健康保険の保険税率等の見直し及び新設の子ども・子育て支援金分の保険税率等について

「令和18年度の赤字繰入解消を目指す」とした「多摩市国民健康保険運営方針」をしっかりと前進させることは必要であり、将来世代に急激な負担を先送りすることのないよう、税率見直しはやむを得ないとの結論に至りました。

しかしながら、国保の構造的課題が未解決のまま、負担のみが増していることに加え、近年の物価上昇による、生活への影響が一層懸念されることから、税率等を引き上げる場合は、加入者の負担に考慮することも必要であると考えます。

なお、新設される子ども・子育て支援金分については、国制度として全国共通の趣旨・枠組みで導入されることから、東京都が示す標準保険料率を本市の保険税率として採用することが妥当であるとの結論に至りました。

2 多摩市国民健康保険税の賦課限度額及び所得軽減判定額について

賦課限度額及び所得軽減判定額については、国制度として全国共通の基準であること、被保険者にとって分かりやすく、説明しやすい仕組みであることを踏まえ、地方税法に規定する額を基本とすることが望ましいとの考えに至りました。

付帯意見

税率等見直しにあたっては、「多摩市国民健康保険運営方針」にある収納率向上や疾病の重症化予防、特定財源の獲得などの取り組みを一層強化し、保険税率上昇の抑制に結びつけてください。

また、市においては、国保の抱える構造的課題の根本解決に向け、引き続き東京都市長会等を通じて、国に対し積極的に意見を述べていただくようお願いいたします。

以上